

Japan Clinical Data Visualization Consortium 会則

第1章 総則

第1条 (名称)

本会は、Japan Clinical Data Visualization Consortium と称する。

第2条 (目的)

本会の目的は、以下とする。

1) 医薬品等の臨床開発、安全性、製造販売後調査等の業務を実施する組織（以下、組織という。）の有志（以下、会員という。）からなる団体として、臨床データの視覚化を通じてデータ活用の利便性を増進するため、意見の交換、研修などを行い、会員の所属する組織の業務効率向上に寄与する。

第3条 (活動)

本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- 1) 臨床データ視覚化、その活用のあり方に関する意見交換。
- 2) TIBCO Spotfireを用いた臨床データ視覚化に関する技術情報などの共有。
- 3) 会員共通の課題・テーマに沿った研修の実施。
- 4) その他本会の目的達成に必要な事項。

第2章 会員

第4条 (会員の資格)

本会は、以下に定める基準を満たす会員をもって構成する。

1) 会員

医療機関を除く、医薬品・医療機器の開発・輸入・製造販売又はそれらに関連する事業を行い、本会の目的に賛同し協力して活動しようとする法人。

第5条 (入会登録)

前条に該当する者で新たに会員になろうとする者は、所定の入会申込書を事務局に提出しなければならない。なお、会員になろうとする者がグループ法人の場合、グループ内の1法人以上が会員となることでさしつかえない。

第6条 (会費)

会費は無料とする。ただし、定例会の活動支援（例 有料会議室利用時、資料配布時の印刷費用等）を目的として実費を徴収することができる。徴収を拒否する会員は、実費に関係する活動には参加しないものとみなす。

第7条（退会）

退会を希望する会員は退会届を事務局に提出しなければならない。

第3章 運営他

第8条（幹事及び幹事会）

1. 本会には5名程度の幹事を置く。
2. 本会の運営は幹事から構成する幹事会により行う。
3. 幹事会は、この会則の定めるものの他、次の事項を決議する。
 - 1) 会長、副会長の選任。
 - 2) 会則の変更案の作成。
 - 3) 活動計画の策定。
4. 会長、副会長の任期は各々1期とする。会長は前年の副会長から選任する。会長退任1期後に副会長に再任されることを妨げない。

第9条（幹事の選任）

幹事は会員の持ち回りとし、その任期は1期とする。ただし、幹事の再任を妨げないが、連続できる任期は最長3期までとする。

第10条（個人情報の保護）

本会の運営を通じて知り得た個人情報は、本会の運営及び業務上の連絡のためにのみ使用することができるものとし、その管理は適切に行うこととする。第三者に対して個人情報を提供することは固く禁ずる。

第11条（禁止事項）

本会の目的及び会員の所属する組織の業績向上に寄与する活動と意図に反し、企業倫理・コンプライアンス・機密遵守、又は、社会的責任から逸脱する行為は固く禁ずる。

第12条（事務局）

1. 幹事会の委嘱により事務局を設置する。
2. 事務局は幹事会を補佐し、会員への連絡や運営会場の設定などを担当する。

第13条（会期）

本会の会期は、1月から12月を1つの期とする。

第14条（総会）

1. 本会の会議は総会および幹事会とする。
2. 総会は通常総会または臨時総会とし、会長が招集する。
3. 通常総会は、各期1月の開催を必須とする。
4. 臨時総会は電子メールによる持ち回り開催も可とする。
5. 総会の議長は前期会長または現会長とする。
6. 総会の決議は会員の3分の2以上の可で決する。ただし、総会欠席者は否として扱うが、あらかじめ議長に表決を委任したものは出席者とみなす。
7. 次の事項は総会にて決議する。
 - 1) 会長、副会長、幹事の承認
 - 2) 会則・規約の変更の承認
 - 3) 活動計画の承認
 - 4) その他本会に関する重要事項

附則

- 1) 本会則は平成27年11月1日より施行する。
- 2) 本会則における疑義事項の解釈は、幹事会で行う。
- 3) 本会則に定めなき事項は、幹事会の決議により、これを決する。

[改正履歴]

平成29年1月17日：第2、3、8、9条を改正。第13、14条を追加。